

公 告

このたび、双葉郡双葉町の一部の地区を受益地とする農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を県営土地改良事業として施行することを申請したいので、土地改良法第85条第2項の規定により下記事項を記載した書類とともに、この旨を公告する。

この土地改良事業の施行に係る地域内の農地につき、同法第113条の2第3項の規定に基づく、この土地改良事業の工事の完了の公告で示された工事完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間に、この土地改良事業計画において予定する用途以外の用途に供するため、所有権の移転等をした場合、または、自ら目的外用途に供した場合には、同法第91条の2の規定に基づき、同法第3条に規定する資格を有する者から特別徴収金を徴収する。

なお、土地改良事業の受益地にある農用地の所有者でその農用地につき耕作もしくは養畜の業務を営まない者、または、この地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権限に基づき使用収益している者で、その農用地または土地につき、この土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年11月5日までに双葉町農業委員会に申し出てください。

令和7年10月23日

双葉郡双葉町大字下羽鳥字北沖229

県営土地改良事業 下羽鳥地区

申請人代表 村井 佳人

(以下、別紙申請人一覧のとおり)



記

1. 縦覧期間 令和7年10月27日 ～ 令和7年10月31日（5日間）
2. 縦覧場所 双葉町役場本庁舎（農業振興課）
双葉町役場いわき支所
双葉町役場郡山支所
双葉町役場埼玉支所
3. 添付資料 ・土地改良事業計画の概要(別紙のとおり)
・土地改良区定款(別紙のとおり)
・事業費の負担区分の予定および地元負担の予定基準(別紙のとおり)
・土地改良施設の予定管理方法(別紙のとおり)

令和 7 年 10 月 23 日

双葉町長 伊澤 史朗 様

県営土地改良事業施行申請人一覧

住 所	氏 名
双葉町大字下羽鳥字北沖 2 2 9	村井 佳人 
双葉町大字下羽鳥字北沖 2 4 0	渡部 忠吉 
双葉町大字長塚字町 7	栗田 昇 